証券コード 6138
2026 年 6 月 4 日

株 主 各 位

大阪市平野区加美東2丁目1番18号
ダイジェット工業株式会社
取締役社長 生 悦 住　歩

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト
https://www.dijet.co.jp/company/ir/index4.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東証ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市平野区加美北９丁目16番18号
本社別館会議室（本社事務所北側）

3．目的事項

報 告 事 項　1．第100期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第100期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した書類の一部であります。
・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢の緊迫化や中国の輸出規制に伴う資源価格の高騰や供給不安、米中の通商政策をめぐる動向等を注視する必要があり、景気の先行きは不透明感が一層高まる状況となっております。

そのような中、当社グループにおきましては、「ＭＦ－ＴＯＫＹＯ２０２５」や「ＭＥＣＴ２０２５」といった国内の展示会に加え、ドイツにて開催されました欧州最大の国際金属見本市「ＥＭＯ」にも出展し、国内外で販路の拡大に努めました。

切削工具につきましては、主力の金型加工用工具において、アルミ高速加工用エンドミル「アルミジェット」や高送り加工用ＴＡ工具「マックスマスターミニ」等の新製品の発売やラインナップの拡張を積極的に行いました。

また耐摩耗工具につきましては、当社独自の開発材料である高硬度・高抗折力合金素材におきまして、高硬度と高強度の両立を実現し、耐摩耗性・耐衝撃性の両分野での特長を活かして、従来の金型素材では対応しづらい、ＥＶやＨＥＶ用電池ケース金型等の分野で成果を挙げ、販路を拡げております。

連結売上高は、前年同期比5.7％増の9,292百万円となりました。このうち国内販売は前年同期比6.2％増の3,981百万円となり、輸出は同5.3％増の5,310百万円となりました。輸出の地域別では、北米向けが前年同期比3.5％増の1,117百万円、欧州向けが同4.6％増の1,401百万円、アジア向けが同6.6％増の2,761百万円、その他地域向けが同14.8％減の31百万円となり、この結果、連結売上高に占める輸出の割合は、前年同期に比べ0.2ポイント減少し57.2％となりました。

製品別では、焼肌チップが前年同期比0.7％増の559百万円、切削工具が同5.4％増の7,658百万円、耐摩耗工具が同6.9％減の858百万円となりました。

収益面では、売上高の増加や売上原価率が改善したこと等により、営業利益は前年同期比195.8％増の648百万円、経常利益は同251.3％増の687百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比281.6％増の783百万円となりました。

製品別売上高

区　分	前連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）		当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）		増　減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
焼肌チップ	556,075	6.3	559,772	6.0	3,697	0.7
切削工具	7,269,025	82.7	7,658,932	82.5	389,907	5.4
耐摩耗工具	922,362	10.5	858,415	9.2	△63,947	△6.9
その他	45,651	0.5	214,952	2.3	169,301	370.9
計	8,793,113	100.0	9,292,071	100.0	498,958	5.7
(うち海外売上高)	(5,044,347)	(57.4)	(5,310,648)	(57.2)	(266,301)	(5.3)

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に、注力商品の生産拡大および生産効率向上のため、597百万円の設備投資を実施いたしました。内訳は、合金製造設備132百万円、切削工具製造設備323百万円などであります。なお、所要資金については、自己資金を充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資や社債発行等による重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国産業におきましては、国内の雇用・所得環境の改善等が進み、経済活動は回復基調で推移している一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東問題、米中の通商政策をめぐる動向、さらにそれらに起因して発生する原材料やエネルギー価格の高騰等を注視する必要があり、不透明な経営環境が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き、より収益性が高く、効率的な事業活動の基盤を構築するために、以下の取組みを推進してまいります。

1）販売体制の強化
- 得意商品の受注生産体制の確立
- 得意商品の拡販と、得意商品を創造・育成する販売体制の構築
- 海外拠点と本社の連携強化と持続可能な世界販売体制の整備
- マーケティング戦略に基づく自社製品の強みに適合した市場の開拓
- 個別採算管理に基づく販売体制の構築

2）収益性の向上・生産技術力の強化
- 原材料等の価格上昇リスクにも対応できる原価低減の徹底
- 自動化と業務効率改善による製造工程の短縮・生産性の最大化
- アワーレート※1の低減やプロダクトライフサイクル※2に基づいた製品管理

※1　製造の際に発生する、従業員・設備にかかる1時間あたりのコスト
※2　製品が市場に投入されてから、寿命を終え衰退するまでのサイクル

3）新製品の開発促進
- 「高速・高能率・高精度」をキーワードとした最速製品化を実現できる新製品開発体制の再構築
- ユーザーニーズに即した提案型商品、革新的なオリジナル商品およびコア商品の開発推進
- 環境負荷低減・EV化部品等に対応した次世代製品の開発
- 資源制約下において新たな競争力となる代替製品および省タングステン製品の開発

4）人事労務施策の推進
- 新人事評価制度の定着による人材育成の促進
- 働き方改革および健康経営推進による生産性の向上と労働環境の整備
- 女性活躍推進への取組み

5）社会的責任への対応
- 持続可能な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスの更なる充実
- コンプライアンス体制の整備および運用の徹底
- リスクマネジメント体制の推進
- 大規模自然災害への対策推進
- ESGを重視したサステナブル経営の推進

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	2023年３月期 (2022年４月１日から2023年３月31日まで)	2024年３月期 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)	2025年３月期 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)	2026年３月期 (当連結会計年度) (2025年４月１日から2026年３月31日まで)
売上高(千円)	8,803,371	8,344,294	8,793,113	9,292,071
営業利益(千円)	288,352	112,099	219,183	648,286
経常利益(千円)	312,192	174,263	195,762	687,757
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	362,284	△ 130,970	205,422	783,816
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	121.91	△44.07	69.13	263.77
総資産(千円)	16,387,261	16,467,402	15,955,315	17,283,990
純資産(千円)	7,497,378	7,804,659	7,939,070	9,500,304
１株当たり純資産額(円)	2,522.85	2,626.28	2,671.63	3,197.17

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出 資 比 率	主要な事業内容
D I J E T　I N C.	800千米ドル	100%	超硬工具の販売
D I J E T　G m b H	100千ユーロ	100%	超硬工具の販売

③重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	出 資 比 率	主要な事業内容
黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司	2,700万人民元	50%	冷間鍛造金型の製造・販売

(注)　黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司は持分法適用会社であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、炭化タングステン粉末を主要原料として粉末冶金法によって超硬合金（チップ）を作り、さらにその超硬合金を使用して超硬工具を製造販売しております。

主要製品は次のとおりであります。

区　分	主　要　製　品　名
焼　肌　チ　ッ　プ	丸棒チップ、異形チップ
切　削　工　具	刃先交換式工具、エンドミル、ドリル、カッタ
耐　摩　耗　工　具	ダイス、パンチ、環境関連製品他

(8) 主要な営業所および工場

①当　　社

本　　社：大阪市平野区
支　　店：東京（神奈川県）、名古屋、大阪
営　業　所：北関東（群馬県）、広島
駐在員事務所：バンコク（タイ）、上海（中国）、広東（中国）、
　　ムンバイ（インド）
生 産 拠 点：大阪、三重、富田林（大阪府）

②子 会 社

海　　外：ＤＩＪＥＴ　ＩＮＣ.（米国）
海　　外：ＤＩＪＥＴ　ＧｍｂＨ（ドイツ）

③関連会社

海　　外：黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
360名（84名）	4名減

（注）　臨時従業員数は（　）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
347名（84名）	4名減	42才7ヶ月	21年3ヶ月

（注）　臨時従業員数は（　）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額

借　入　先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,030,302 千円
株 式 会 社 三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	847,600

（注）　当社グループにおいては、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うことを目的として、取引銀行7行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行状況は次のとおりであります。

借入極度総額　　2,000,000千円
借入実行残高　　200,000千円
差引借入未実行残高　　1,800,000千円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,971,470株(自己株式 21,529株を除く。)

(3) 株　　主　　数　　2,755名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持 株 数	持株比率
ダイジェット取引先持株会	264 千株	8.88 %
ダイジェット持株会	183	6.19
シルバーロイ株式会社	146	4.94
株式会社みずほ銀行	129	4.36
生悦住歩	128	4.33
ダイジェット共栄会	96	3.24
株式会社三菱UFJ銀行	88	2.98
明治安田生命保険相互会社	85	2.88
共栄火災海上保険株式会社	82	2.79
ダイジェット工業従業員持株会	75	2.53

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式（21,529株）を控除して算出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

氏　　名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
生悦住　歩	代表取締役社長	
古林雄一	常務取締役	経営企画部長 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司　董事長
安藤信夫	取締役	総務・人事・経理担当
藤井繁光	取締役	製造担当
井川貴夫	取締役 (常勤監査等委員)	
平井　満	取締役 (監査等委員)	弁護士（平井満法律事務所）
南場祐希	取締役 (監査等委員)	公認会計士（南場祐希公認会計士事務所） 代表社員（税理士法人アキュム） 社員（監査法人ユウワット会計社）

（注）1．2025年６月26日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）小島康秀氏は任期満了により退任いたしました。
2．2025年６月26日開催の第99回定時株主総会において、南場祐希氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
3．取締役（監査等委員）平井満、南場祐希の両氏は、社外取締役であります。
4．取締役（監査等委員）南場祐希氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．常勤者の有する高度な情報収集能力に基づき質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や会計監査人および内部監査部門との連携においても常勤の監査等委員の役割、活動が重要であること、さらには、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図る等のため、井川貴夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6．取締役（監査等委員）平井満、南場祐希の両氏は、東京証券取引所に対し、取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
7．2026年４月１日付で次のとおり異動がありました。

氏　　名	担当および重要な兼職の状況	
	変　更　前	変　更　後
古林雄一	常務取締役 経営企画部長 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司　董事長	常務取締役 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司　董事長
安藤信夫	取締役総務・人事・経理担当	取締役総務・経理担当 人事部長
藤井繁光	取締役製造担当	取締役工具技術・生技担当 切削技術部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）ならびに当社子会社および当社関連会社のこれらの者と同様の地位にある者。ただし、当社関連会社の当該地位にある者については、当社または当社子会社との兼務者もしくは当社または当社子会社からの出向者に限る。

②保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等に関する事項

①取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当社は、2021年２月５日開催の取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その基本方針は、会社業績との連動性を考慮しつつ、職責と成果を反映させた報酬体系とすることであり、その報酬は、基本報酬である月額報酬と短期的な業績連動報酬である役員賞与より構成することとしております。

月額報酬には、役員持株会で一定数の株の購入資金に充てる目的で支給する株価連動型報酬を含むものとしております。

イ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬である月額報酬は、固定報酬と株価連動型報酬としており、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

株価連動型報酬は、月額の固定報酬の一定割合を自社株式取得目的報酬として支給し、これを当社役員持株会に拠出して一定数まで継続的に取得し、取得株式は役員在任期間中保有するものとしております。

ウ. 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率を業績指標として算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期（翌事業年度）に支給することとしております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

当該業績指標を選定した理由は、各取締役（監査等委員を除く）の当該事業年度の業績目標の達成に対する意識を高めるためであります。

目標となる業績指標とその値については、適宜、環境の変化に応じて監査等委員会の答申および取締役会の審議を踏まえ、見直しを行うものとしております。

なお、当社は非金銭報酬等は設定しておりません。

エ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、監査等委員会の意見を尊重し、取締役会において検討を行い、決定します。

各取締役（監査等委員を除く）の報酬等の種類ごとの目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝８：２（固定報酬：株価連動型報酬：業績連動報酬等＝７：１：２）としております（業績指標を100％達成の場合）。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年６月26日開催の第89回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額１億8,000万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額4,000万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名、取締役（監査等委員）の員数は３名（うち、社外取締役は２名）です。

③取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2025年６月26日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長生悦住歩氏が取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬と額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の月額基本報酬の額および業績指標の各達成率を踏まえた各取締役（監査等委員を除く）の賞与の配分としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、監査等委員会に原案に対する意見を聴取し、当該答申の内容を尊重し、決定しなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員）の報酬については、監査等委員の協議により、株主総会で承認された報酬の範囲内で、個別の月額報酬（株価連動型報酬含む）および役員賞与を決定しております。

取締役（監査等委員）の役員賞与は、一定額として支給額を決定しており、支給割合は報酬総額の10％未満としております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

⑤取締役の報酬等の総額等

区　分	人　員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	4名	100,173千円	75,972千円	24,201千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	13,350千円 (5,200千円)	12,600千円 (4,800千円)	750千円 (400千円)
合　計 (うち社外役員)	8名 (3名)	113,523千円 (5,200千円)	88,572千円 (4,800千円)	24,951千円 (400千円)

(注) 1．上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3．当事業年度の業績連動報酬等につきましては、当事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率等を総合的に勘案し、支給する予定としております。当事業年度の業績指標である期初に設定した連結業績予想は、売上高9,200百万円、営業利益500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益350百万円であり、その実績は1．(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員）平井満氏に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

平井満法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会12回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ウ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

②取締役（監査等委員）南場祐希氏に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

南場祐希公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況および発言状況

2025年6月26日就任以降に開催の取締役会８回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

2025年6月26日就任以降に開催の監査等委員会８回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ウ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清友監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

26,000千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注) 1．当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度における監査計画および会計監査の実施状況について分析・評価を行い、また必要な資料の提供を受け、会計監査人の職務の実行状況および当事業年度における監査計画、関与予定の会計士等を確認し、報酬額の見積りについて検討を行いました結果、相当であると判断したため、同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・取引先・社員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模な買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会が代替案を提案するための必要な情報や時間を与えることなく行われるもの、当社と当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社では、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

①株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

（ｉ）企業価値向上への取組み

当社は、1938年に創業以来、超硬合金・超硬工具の専業メーカーとして、「独創性豊かな技術開発で世界に貢献する」ことを経営理念に掲げ、新技術・新製品の創造による成長の持続を目指しております。

また、当社は、その経営理念の実現のために、当社取締役会が策定する経営の基本方針及び中長期的な経営戦略に基づき、素材の開発から一貫した製品づくりを行い、国内外の幅広い需要家に提供していく中で、時代に即した事業体制の構築を進め、企業価値の向上に努めております。

さらに、継続して社会から信頼され、企業倫理に則した公正な事業活動を推進していくために、内部統制システムを整備してコンプライアンス重視の経営体制の構築を進めております。

このような取組みを通じて、当社は、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を実現し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに最大限に配慮しながら、継続的、安定的に収益を確保し、企業価値を高めることが経営の最重要課題と考えております。

当社の経営理念、経営の基本方針及び中長期的な経営戦略は、以下のとおりです。

【経営理念】

経営は創造である。習慣を打破し独創性豊かな技術開発で世界に貢献し、溌剌とした人材の結集で自己啓発を促進しその能力を最高に発揮する。

【経営の基本方針】

生産財の一隅を担うメーカーとして産業界の創造的製品並びに新素材の出現、加工技術の進展に常に追随しうる情報力を養い、技術力と開発力を備え、本業による収益を高めて株主に報い、従業員の生活環境を満たし、各種取引先との共存に配慮して社会に貢献する。

【中長期的な経営戦略】

1．当社グループは、超硬工具を基盤として、その主要製品分類である、
(1) 切削工具
(2) 金型を中心とした耐摩耗、耐衝撃工具
(3) 上記各工具の超硬合金材料
を三本柱として、バランスのとれた営業力を維持強化する。

1．各工具ともに、新製品の開発、新分野開拓を積極化し、市場における営業対象分野の拡大、被加工材、加工技術の変遷、多様化また高度化に対処し、独自技術を有する特徴ある企業として存立する。

1．超硬工具の中で、最大のマーケットを有し、世界的に製品規格の共有化が可能な切削工具において、
(1) 特定産業に傾かず、需要家を広く求めるとともに、一方では流通経路を重用して、多様なマーケットへ裾野広く販路を展開する。
(2) 欧米、アジア各国等の海外マーケットへ注力し、対売上高輸出比率の向上を図る。

(ⅱ) コーポレートガバナンスの充実への取組み

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経

営体制の構築を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。

その一環として、当社は、2015年6月26日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会は独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を加えた7名の取締役で構成し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による意思決定の迅速化等を図っております。

現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役会を最高の意思決定及び監督機関とし、定期または必要に応じて臨時に開催して取締役及び業務役員が出席し、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項を審議・決定するほか、業務執行状況の報告等を通じて取締役または業務役員間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・監視しております。

また、業務執行取締役に業務役員及び部門長を加えた経営会議を構成し、原則として2か月に１回または必要に応じて臨時に開催し、年度経営計画、方針管理並びに会社業績の報告及びその対応策等、経営全般にわたる業務執行に関する事項を審議し、情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。さらに、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任しており、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成し、法令、定款及び監査等委員会規則に従い、取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員以外の取締役の選任・指名及び報酬に関する議案の内容についての意見陳述等を通じて各決定プロセスの透明性、客観性の確保に努めております。さらに、常勤の監査等委員である取締役を置くことで、質の高い情報の収集効率を高め、内部統制システムの活用や会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図り、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会による監査の実効性を高めることに努めております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の趣旨を踏まえ、下記基本方針に沿って、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

【基本方針】

(1) 株主の権利・平等性の実質的な確保に努める。
(2) 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
(4) 取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努める。
(5) 株主との建設的な対話に努める。

②株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、当初2008年６月27日開催の当社第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、「本プラン」という。）を導入し、直近では2023年６月28日開催の当社第97回定時株主総会の決議により、株主の皆様のご承認を得て、一部内容を変更した上で本プランを継続しております。

本プランの対象となる当社株券等の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）とします。

本プランでは、大規模買付者が遵守すべき、大規模買付行為が行われる場合の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、追加情報についても適宜合理的な回答期限を設け、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のた

めの期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

従いまして、大規模買付行為は、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断を行うために合理的に必要な期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として、対抗措置をとりません。

他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び遵守していても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置をとることが相当であると判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

なお、対抗措置の中には、例えば既存の株主に対する新株予約権の無償割当てなどの措置を含んでおりますが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

対抗措置をとる場合には、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置をとるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断により、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催することがあります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

前記(2)①に記載した企業価値向上への取組みやコーポレートガバナンスの充実への取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的、安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の株式会社の支配に関する基本方針に沿うものです。また、その内容に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、当社の株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に有効となるものであること、有効期間を３年間とするサンセット条項が付され、有効期間満了前であっても株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には本プランはその時点で廃止されること、本プランによる対抗措置がとられる際には必ず独立性の高い者のみから構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されていることなどにより、その合理性・客観性が担保されていることから、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）本プランの有効期限は、2026年６月26日に開催される当社定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、有効期間満了にあたり、当社定時株主総会において、一部内容を変更した上で継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は、株主総会参考書類をご参照ください。

連結貸借対照表

（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**9,041,513**	**流動負債**	**3,825,108**
現金及び預金	1,457,364	支払手形及び買掛金	355,753
受取手形及び売掛金	1,936,216	電子記録債務	639,399
商品及び製品	2,002,943	短期借入金	1,664,151
仕掛品	1,877,146	未払法人税等	142,209
原材料及び貯蔵品	1,463,274	賞与引当金	253,221
未収入金	70,072	その他	770,373
その他	247,102	**固定負債**	**3,958,577**
貸倒引当金	△12,607	長期借入金	2,461,756
固定資産	**8,242,476**	リース債務	1,022,456
有形固定資産	4,918,694	資産除去債務	17,560
建物及び構築物	1,398,399	繰延税金負債	341,031
機械装置及び運搬具	995,894	長期未払金	53,341
土地	975,530	退職給付に係る負債	62,432
リース資産	1,344,285	**負債合計**	**7,783,685**
その他	204,584	**（純資産の部）**	
無形固定資産	523,861	**株主資本**	**7,457,578**
電話加入権	17,259	資本金	3,099,194
その他	506,602	資本剰余金	1,703,329
投資その他の資産	2,799,919	利益剰余金	2,701,895
投資有価証券	2,117,783	自己株式	△46,840
関係会社出資金	448,976	**その他の包括利益累計額**	**2,042,725**
差入保証金	53,079	その他有価証券評価差額金	1,035,760
保険積立金	28,385	為替換算調整勘定	571,758
退職給付に係る資産	132,379	退職給付に係る調整累計額	435,207
繰延税金資産	17,692	**純資産合計**	**9,500,304**
その他	29,222		
貸倒引当金	△27,600		
資産合計	**17,283,990**	**負債及び純資産合計**	**17,283,990**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,292,071
売上原価		5,770,814
売上総利益		**3,521,256**
販売費及び一般管理費		2,872,969
営業利益		**648,286**
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,832	
助成金収入	2,639	
補助金収入	5,505	
持分法による投資利益	21,872	
受取賃貸料	9,066	
受取ライセンス料	12,681	
為替差益	45,181	
その他収益	27,170	183,948
営業外費用		
支払利息	109,755	
支払手数料	28,067	
その他費用	6,655	144,477
経常利益		**687,757**
特別利益		
投資有価証券売却益	183,800	183,800
特別損失		
固定資産除売却損	4,183	
投資有価証券売却損	3,406	7,589
税金等調整前当期純利益		**863,968**
法人税、住民税及び事業税	137,577	
法人税等調整額	△57,426	**80,151**
当期純利益		**783,816**
親会社株主に帰属する当期純利益		**783,816**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（ 2026年３月31日現在 ）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**7,684,025**	**流動負債**	**3,731,100**
現金及び預金	952,526	支払手形	18,560
受取手形	3,668	電子記録債務	639,399
電子記録債権	289,443	買掛金	309,940
売掛金	1,442,736	短期借入金	200,000
商品及び製品	1,359,240	一年以内返済予定長期借入金	1,464,151
仕掛品	1,877,146	一年以内返済予定リース債務	421,437
原材料及び貯蔵品	1,463,274	未払費用	119,709
前払費用	73,271	未払法人税等	120,433
未収入金	70,072	賞与引当金	253,221
その他	159,257	設備関係電子記録債務	42,679
貸倒引当金	△6,613	設備関係未払金	50,859
固定資産	**8,038,875**	その他	90,708
有形固定資産	4,913,513	**固定負債**	**4,344,275**
建物	1,311,295	長期借入金	2,461,756
構築物	87,103	リース債務	1,022,456
機械及び装置	990,976	資産除去債務	17,560
車両運搬具	4,059	繰延税金負債	382,241
工具、器具及び備品	156,443	長期未払金	53,341
土地	975,530	退職給付引当金	406,919
リース資産	1,344,285	**負債合計**	**8,075,375**
建設仮勘定	43,818	**（純資産の部）**	
		株主資本	**6,611,763**
無形固定資産	523,564	資本金	3,099,194
電話加入権	17,259	資本剰余金	1,703,329
その他	506,305	資本準備金	1,689,280
投資その他の資産	2,601,797	その他資本剰余金	14,048
投資有価証券	2,117,783	自己株式処分差益	14,048
関係会社株式	126,098	利益剰余金	1,856,081
関係会社出資金	279,507	その他利益剰余金	1,856,081
差入保証金	48,399	繰越利益剰余金	1,856,081
保険積立金	28,385	自己株式	△46,840
その他	29,222	**評価・換算差額等**	**1,035,760**
貸倒引当金	△27,600	その他有価証券評価差額金	1,035,760
		純資産合計	**7,647,524**
資産合計	**15,722,900**	**負債及び純資産合計**	**15,722,900**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		8,603,557
売　　上　　原　　価		5,686,252
売　上　総　利　益		**2,917,304**
販売費及び一般管理費		2,340,010
営　業　利　益		**577,294**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	53,254	
為　替　差　益	45,374	
受　取　賃　貸　料	9,066	
助　成　金　収　入	2,639	
補　助　金　収　入	5,505	
受取ライセンス料	12,681	
そ　の　他　収　益	19,907	148,427
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	109,755	
支　払　手　数　料	28,067	
そ　の　他　費　用	6,655	144,477
経　常　利　益		**581,244**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	183,800	183,800
特　別　損　失		
固定資産除売却損	4,183	
投資有価証券売却損	3,406	7,589
税引前当期純利益		**757,455**
法人税、住民税及び事業税	90,900	
法　人　税　等　調　整　額	36,574	127,474
当　期　純　利　益		**629,981**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月18日

ダイジェット工業株式会社
取　締　役　会　御　中

清　友　監　査　法　人
大　阪　事　務　所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　井　川　浩　典

指定社員
業務執行社員　公認会計士　人　見　敏　之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイジェット工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月18日

ダイジェット工業株式会社
取　締　役　会　御　中

清　友　監　査　法　人
大　阪　事　務　所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　井　川　浩　典
指定社員
業務執行社員　公認会計士　人　見　敏　之

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月25日

ダイジェット工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　井　川　貴　夫　㊞

監 査 等 委 員　平　井　　満　㊞

監 査 等 委 員　南　場　祐　希　㊞

(注) 監査等委員平井満、及び南場祐希は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題の一つと認識しており、財務体質の強化のための内部留保とのバランスを図りながら、安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期業績が堅調に推移したことを踏まえ、前期に比べて30円増額し、１株あたり55円といたしたいと存じます。

当社を取り巻く経営環境は、原料価格の高止まりや国際情勢の不安定化など、引き続き先行き不透明な状況にあります。このような状況のもと、持続的な成長と企業価値向上に向けた事業基盤の強化および今後の事業展開に必要な内部留保等を総合的に勘案したものであります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　　55円　　総額163,430,850円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各取締役候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけずみ　あゆむ 生悦住　歩 (1962年９月９日生) (男性) 再　任	1985年４月　㈱富士銀行入行 1991年６月　当社入社 1995年６月　取締役国際部長 1997年６月　常務取締役管理部長兼営業統括部長 1998年９月　常務取締役 2001年６月　専務取締役 2003年６月　代表取締役副社長 2006年６月　代表取締役社長（現任）	128,650株
	選任の理由 生悦住歩氏は、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップにより国内外の事業を牽引してきた実績と経営者としての経験と見識を有し、取締役会議長として経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行って取締役会の意思決定機能を高めており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
2	こばやし　ゆういち 古林雄一 (1957年10月７日生) (男性) 再　任	1982年３月　当社入社 2006年４月　製造本部生産企画部長 2008年６月　製造本部三重事業所長 2011年６月　業務役員生産企画部長 2013年６月　取締役製造担当兼生産企画部長 2015年６月　常務取締役　営業・製造・技術担当 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司 董事長（現任） 2017年４月　当社常務取締役経営企画部長 2020年４月　当社常務取締役 2021年６月　当社常務取締役経営企画部長 2026年４月　当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司董事長	14,100株
	選任の理由 古林雄一氏は、当社の常務取締役として当社グループの主要部門を統括し、事業構造改革を推進してきた実績と生産管理部門を中心に製造部門、生産技術部門、営業部門等における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あんどう　のぶお 安藤信夫 (1963年5月18日生) (男性) 再任	1987年4月　㈱富士銀行入行 2003年7月　㈱みずほ銀行京都支店次長 2010年10月　みずほ信託銀行㈱大阪支店上席部長代理 2013年10月　同行コンプライアンス統括部参事役 2016年7月　当社入社　経理部長 2016年10月　業務役員経理部長 2017年6月　取締役経理部長 2018年6月　取締役総務部長兼経理部長 2025年4月　取締役総務・人事・経理担当 2026年4月　取締役総務・経理担当兼人事部長（現任）	6,000株
	選任の理由 安藤信夫氏は、当社の総務・人事・経理部門の担当として、総務・人事・経理部門を統括し、当社グループの業務改革を推進してきた実績と金融機関での豊富な経験とそれに基づく高度で専門的な見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
4	ふじい　しげみつ 藤井繁光 (1959年4月28日生) (男性) 再任	1982年3月　当社入社 2012年4月　切削工具技術部長 2017年4月　三重事業所長 2019年4月　業務役員三重事業所長 2021年6月　取締役三重事業所長 2025年4月　取締役製造担当 2026年4月　取締役工具技術・生技担当 兼切削技術部長（現任）	4,200株
	選任の理由 藤井繁光氏は、当社の製造担当として、三重事業所の運営管理を統括してきた実績と技術部門全般における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、生悦住歩、古林雄一、安藤信夫、藤井繁光の各氏が、当該保険契約の被保険者となっております。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（監査等委員という。以下、本議案において同じ。）井川貴夫氏が辞任により退任いたしますので、その補欠として監査等委員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本監査等委員候補者は、監査等委員井川貴夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任監査等委員の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いえのまさかつ 家野正勝 (1965年12月22日生) (男性) 新　任	1992年１月　当社入社 2020年４月　三重副事業所長 2022年４月　管理部長 2026年４月　管理部長付アドバイザー	2,900株

選任の理由

家野正勝氏は、これまで当社の製造部門をはじめ、製造技術部門や管理部門、内部監査部門等を担当し、事業の運営管理や品質管理、内部監査を担ってきた実績と幅広い経験や知識に基づく高度な知見を有しており、当社の経営全般に対する監視・監督を適切に行っていただくことを期待し、監査等委員として適任と判断しました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．家野正勝氏が選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款第31条第2項に基づき、法令の定める最低責任限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額会社が負担しております。また、家野正勝氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【参　考】各取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、経営戦略に基づき、能力・知識・経験においてバランスよく備わるよう構成し、その実効性の確保につとめております。

		各取締役に期待する専門性および経験								
氏　名	地　位	企業経営 ・経営戦略	法　務 ・リスク管理 ・ガバナンス	営　業 ・マーケティング	ＩＴ・ＤＸ	人　事 ・人材開発	財務・会計 ・ファイナンス	サステナビリティ ・ＥＳＧ	国際ビジネス	製　造 ・研究開発
生悦住　歩	代表取締役 社　長	●		●		●	●	●	●	●
古林雄一	常務取締役	●		●		●	●	●	●	●
安藤信夫	取締役 総務・経理担当	●	●		●	●	●	●		
藤井繁光	取締役 工具技術・生技担当				●	●		●	●	●
家野正勝	取締役 (常勤監査等委員)		●					●		●
平井　満	社外取締役 (監査等委員)		●					●		
南場祐希	社外取締役 (監査等委員)		●				●			

（注）１．上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見および経験を表すものではありません。
２．各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会として専門分野等のバランスを本マトリックスにて示すものとなります。

<スキルの選定理由>

スキル	選定理由
企業経営・経営戦略	事業環境が大きく変化する中、当社が企業として持続的な成長戦略を策定し、実行するためには、企業経営全般に関する能力・知識・経験が必要なため。
法務・リスク管理 ・ガバナンス	「社会に信頼され、認められる企業」を目指す当社にとって、法令遵守を踏まえたリスク管理は、事業活動としての基盤であって、経営監督の実効性向上のためにも、法務的知見およびコーポレートガバナンスやリスク管理分野に関する能力・知識・経験が必要なため。
営業・マーケティング	急速に変化する社会の中、当社としてお客様のニーズに迅速に対応し、付加価値の高い製品・ソリューションを提供していくことが、社会・お客様の課題解決と価値創造につながると考えており、その実現のためには、営業戦略策定やマーケットトレンド把握に関する能力・知識・経験が必要なため。
ＩＴ・DX	事業の活動基盤となるＩＴ技術を取り入れたビジネス環境を構築し、イノベーションを追求する企業文化を実現するためには、IT・ＤＸに関する能力・知識・経験が必要なため。
人事・人材開発	当社の理念にもある「溌溂とした」従業員の育成・成長、多様な働き方を推進し、人的資本の価値を最大限に発揮させる人事戦略を策定するためには人事・人材開発に関する能力・知識・経験が必要なため。
財務・会計・ファイナンス	財務・収益体質の改善に取り組み、盤石な財務戦略を構築し、ステークホルダーへの適正な利益還元を実現するためには、財務・会計・ファイナンスに関する能力・知識・経験が必要なため。
サステナビリティ・ＥＳＧ	循環型社会の視点に立った事業活動を展開するためには、環境や社会等の課題に取り組み、企業として持続可能な成長を実現し、社会への貢献を行うことが重要であり、そのためにはサステナビリティ・ＥＳＧに関する能力・知識・経験が必要なため。
国際ビジネス	欧米・アジア等の海外マーケットへ注力し、海外での売上高向上を実現するためには、海外文化や事業環境等の多様性への理解や、グローバルな視点、成長投資における先見性などに関する能力・知識・経験が必要なため。
製造・研究開発	「独創性豊かな技術開発」に向けて、生産効率の向上、高収益化を実現し、ビジネス変革をリードするために、製造開発に関する能力・知識・経験が必要なため。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員という。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はりばら　よしつぐ 針　原　祥　次 (1955年３月28日生) (男性) 社　外　独　立	1989年４月　弁護士登録 1995年４月　針原法律事務所（現　針原辻岡法律事務所）開設（現任） 2019年６月　当社補欠監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 針原辻岡法律事務所弁護士	0株
選任の理由および期待される役割の概要 針原祥次氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査・監督していただくために、補欠の監査等委員として適任と判断いたしました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、会社法務に精通し、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
４．候補者が監査等委員に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項および定款第31条第２項に基づき、法令の定める最低責任限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が監査等委員に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
６．候補者が監査等委員に就任された場合には、当社は同候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)継続の件

当社は、当初2008年６月27日開催の当社第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では2023年６月28日開催の当社第97回定時株主総会の決議により継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その在り方について引き続き検討してまいりましたが、2026年５月15日に開催された当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部変更を行った上で、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針)」を継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを、監査等委員３名（うち、社外取締役２名）を含む取締役全員の一致で決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。現プランからの変更点は、本プランの対象となる当社株券等の買付の範囲を見直したこと及び共同協調行為等認定基準を追加したことの変更を行ったほかは、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に変更はございません。

１．本プランの目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入した現プランの一部変更を行った上で継続するものです。当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、大規模な買付行為を一概に否定するものではありませんが、突然に大規模な買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該買付行為の妥当性を短期間でご判断いただくこととなりかねません。

当社取締役会は、株主の皆様に適切にご判断いただくために、大規模な買付行為を行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、大規模な買付行為に関して必要かつ十分な情報と検討する時間の確保を大規模な買付行為を行おうとする者に対して求めた上で、当社取締役会による当該買付行為に対する賛否の意見、又は大規模な買付行為を行おうとする者が想定している当該買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させていただくこと、あるいは、株主の皆様のために大規模な買付行為を行おうとする者と交渉することが場合によっては必要であると考え、以下の内容の大規模な買付行為が行われる場合の情報提供と

検討時間の確保に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対抗措置（後記５.(1)に定義されます。以下同じとします。）を含めた買収への対応方針として本プランを継続することといたしました。

なお、2026年３月31日現在の当社の株式の状況は、別紙１のとおりですが、当社は、本日現在において、当社株券等の大規模買付行為に関する提案等は一切受けておりません。

２．本プランの対象となる当社株券等の買付け

本プランの対象となる当社株券等の買付けとは、

① 特定株主グループ(注１)の議決権割合(注２)を20％以上とすることを目的とする当社株券等(注３)の買付行為、

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為、又は

③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注４）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。）を意味します（いずれも市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を以下、「大規模買付者」といいます。）。

注１：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）

(ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

(iii) 上記（i）又は（ii）の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者

と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）

並びに、

(iv) 上記（i）ないし本（iv）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者

を意味します。

注２：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注１の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注１の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の２第１項又は同法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

注４：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙２。但し、特別委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

注５：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

３．特別委員会の設置

本プランの適正かつ公正な運営を確保し、大規模買付行為に対する当社取締役会の検討・評価や対抗措置に係る決定等が恣意的なものでないことを確保するために、現プラン同様、引き続き社外の独立した第三者３名以上で構成する特別委員会を設置しております（特別委員会の設置・権限等については別紙３「特別委員会運営規則の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は、本プランに定める手続等の執行等に際して特別委員会に諮問するとともに、特別委員会からの勧告等については最大限尊重するものとします。特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から取締役会が選任します。なお、本プランの継

続時に就任を予定している特別委員会委員の候補者の氏名及び略歴は、別紙４のとおりです。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等)から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができるものとします。

４．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報提供をし、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容（①～⑨）について日本語で記載した意向表明書（以下、「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

① 大規模買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地
② 大規模買付者の設立準拠法
③ 大規模買付者の代表者の役職及び氏名
④ 大規模買付者の国内連絡先
⑤ 大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
⑥ 大規模買付者の直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
⑦ 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
⑧ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注６)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含

みます。）

⑨ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

注６：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は大規模買付者に対し、上記(1)の意向表明書を受理した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討のために必要な情報（以下、「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

a. 大規模買付者及びその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含む。特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、連絡先の住所及び電話番号、主たる職歴（勤務又は職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む。）、年齢及び国籍を含む。）。

b. 特定株主グループに含まれる者それぞれが保有する当社の全ての株券等、過去180日間において特定株主グループに含まれる者それぞれが行った当社株券等に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社株券等に関してそれぞれが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、又は履行可能性の有無を問わない。）の内容。

c. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付の対価及び対価の種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、二段階買付けの可能性とそれを予定している場合の内容、買付等の実現可能性等を含む。）。

d. 当社株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記a.に準じた内容）及び特定株主グループと

の関係、並びに当該第三者が当社株券等を譲り受ける目的及び譲受け後における下記g.及びh.に相当する事項。

e. 大規模買付行為の買付資金等の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。
f. 大規模買付行為の買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）。
g. 大規模買付行為完了後に想定している当社の役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等。
h. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループ会社のステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域関係者等）への対応方針並びに具体的施策。
i. 大規模買付行為完了後の当社グループ会社の事業運営等において必要な許認可の維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
j. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
k. 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問わない。）及び関連性が存在する場合にはその内容。
l. 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針。
m. その他、当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

上記に基づき提出された必要情報を精査した結果、それだけでは大規模買付行為の相当性を評価・検討するに不十分と認められる場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めて、必要情報が揃うまで、書面にて追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付者から提供された必要情報が大規模買付行為について評価・検討するに足りる内容であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で連絡するとともにその旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の全部又は一部について提供がない場合

において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が提供を求める必要情報の全部又は一部が揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会は特別委員会に対し、当社取締役会に提供された全ての必要情報を提出するとともに、株主の皆様の判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 大規模買付行為に対する評価・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最大60日間、それ以外の買付けによる場合には最大90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言等を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、特別委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置を発動するか否かの勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会評価期間が満了する時点においても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容についての最終的な意見形成等（対抗措置を発動するか否かの決議も含む。）に至らない場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問を行い、特別委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則としてその勧告に従うものとします。特別委員会への当該諮問を行った場合は諮問した旨を、当該期間の延長の決定が行われた場合には具体的な延長期間及び延長の理由を大規模買付者に対して通知した旨を、当該時点において適時適切に公表いたします。

上記（1）「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断が完了するまでの期間を大規模買付行為待機期間（その詳細は後記５．(4)のとおり）とし、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

5．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置は発動しません。この場合には、大規模買付者からの大規模買付行為に係る提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断していただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が、以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て（以下、「対抗措置」といいます。））を行うことがあります。

上記対抗措置を発動するか否かの決定について、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株券等を買い占め、専ら当社の株価を上昇させて当該株券等を高値で当社又は当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為を目的として当社株券等の買収を行っていると判断される場合

③ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の重要な資産等を廉価に取得し、又は、大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行う目的で、当社株券等の買収を行っていると判断される場合

④ 当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主の皆

様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等であると判断される場合

⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付等の条件（買付対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比較して、著しく不十分又は不適当な内容であると判断される場合

⑦ 当社及び当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、従業員等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社又は当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した第三者である外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して当該時点において適用ある法令及び金融商品取引所規則、当社定款等に則って、上記(1)で述べた対抗措置を発動することを決定する場合があります。

この場合、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置を発動することの決議及びその内容

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置を発動することの是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置を発動するか否か等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合の概要は原則として別紙５に記載のとおりですが、実際に対抗措置を発動する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、その効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりませ

ん。

また、当社取締役会は、対抗措置を発動するにあたり、特別委員会があらかじめ株主の皆様の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、特別委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置を発動するか否かについて決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動しません。

他方、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置発動のために必要となる決議を行います。

当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

上記４．(1)に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。ただし、対抗措置を発動するか否かに関する株主の皆様の意思を確認する株主総会を開催することとしたときは、大規模買付行為待機期間は、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が可決された場合には、当該株主総会の終結後開催される対抗措置発動に必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時までの期間とし、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が否決された場合には、当該株主総会の終結の時までの期間とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがいまして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)ないし(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的に対抗措置発動を決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置発動が適切でないと当社取締役会が判

断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止等を行うことがあります。

対抗措置を発動する場合、当社取締役会において、対抗措置が決議され、又は対抗措置が発動された後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は対抗措置の中止、また、対抗措置発動後においては行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

6．本プランの適用開始、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同日より発効することとし、有効期間は同日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合には本プランは当該時点で廃止されるものとします。

① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会における株主の皆様の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等を含みます。）、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

＜ご参考＞

本プランの内容は上記１．から６．に記載のとおりですが、本プランによる株主の皆様に与える影響、及び本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

1．本プランが株主の皆様に与える影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置は発動されておりませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランにおける大規模買付ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正にご判断いただくために、必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にすることを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報や時間のもとで、大規模買付行為に応じるべきか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがいまして、本プランの継続は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、上記５.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して対抗措置発動を決定する場合がありますが、当社の株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して、直接具体的な影響及び損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

対抗措置を発動する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個を上限として当該決議において別途定める割合で本新株予約権が無償で、すなわち対価の払い込みをすることなく、その保有する株式数に応じて割当てられます。また、当社が、取得条項を付した新株予約権の取得手続をとることを決定した場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株券等を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、対抗措置が決議された場合であっても、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重し、対抗措置の効力発生日までにおいては、対抗措置を中止し、また、対抗措置の効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償で取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの当社株券等の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主の皆様は、株価の変動等により不測の経済的損害を被る可能性があります。

大規模買付者及びその者が属する特定株主グループについては、本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない場合や、本プランに定める大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株

主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、対抗措置の発動により、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

2．本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び経済産業省が2023年８月31日に発表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の定める３つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年６月11日最終改訂）の「原則１－５いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正にご判断していただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的により導入・継続されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会において、本プランの継続に係る承認の決議がなされることにより有効となります。また、本プランには有効期間を３年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置を発動すること等の判断等に際して、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されており、当社取締役会により恣意的に対抗措置がとられることを防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する可能性がありますので、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。なお、当社では、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような、決議要件の加重をしておりません。

以　上

別紙１

当社の株式の状況（2026年３月31日現在）

発行可能株式総数　　8,000,000株

発行済株式総数　　2,992,999株　（自己株式 21,529株を含む。）

株主数　　2,755名

大株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ダイジェット取引先持株会	264	8.88
ダイジェット持株会	183	6.19
シルバーロイ株式会社	146	4.94
株式会社みずほ銀行	129	4.36
生悦住歩	128	4.33
ダイジェット共栄会	96	3.24
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	88	2.98
明治安田生命保険相互会社	85	2.88
共栄火災海上保険株式会社	82	2.79
ダイジェット工業従業員持株会	75	2.53

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　２．持株比率は、自己株式（21,529株）を控除して算出しております。

別紙２

共同協調行為等認定基準

※　認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※　以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

１．当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか

２．取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか

３．当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか

４．市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性が見られるか

５．当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか

６．上記５．の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

７．上記５．記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共

益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8．当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか

9．当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか

10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）

11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）

12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）

13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以　上

別紙３

特別委員会運営規則の概要

１．(特別委員会の設置)
当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。

２．(特別委員会の構成等)
特別委員会を構成する委員（以下、「特別委員」という。）は、３名以上とする。特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から取締役会が選任する。

３．(特別委員会の開催)
特別委員会は、この規則に従い、必要に応じて随時開催する。

４．(特別委員会の招集)
特別委員会は、代表取締役又は各特別委員が招集する。

５．(特別委員会の権能)
特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

６．(特別委員会の勧告)
特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員の全員が出席する（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）特別委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。
当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。

７．(規則の改廃)
この規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以　上

別紙４

特別委員会委員候補者の略歴

平井　　満（ひらい　みつる）

１９７９年　４月　　弁護士登録
１９８２年　４月　　平井満法律事務所開設（現任）
２０１７年　６月　　当社補欠監査等委員就任
２０１９年　６月　　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
※平井氏と当社の間には特別の利害関係はございません。
※平井氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

東　　幸生（あずま　ゆきお）

１９７９年　４月　　弁護士登録
　　塩見・山本法律事務所入所
１９８６年　３月　　東法律事務所開設
２００１年　２月　　東・伊藤共同法律事務所開設
２００７年　７月　　あずま総合法律事務所設立（現任）
２０１６年　７月　　枚方市公平委員会委員長（現任）
※東氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

岩﨑　和文（いわさき　かずふみ）

１９７５年１１月　　監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）入所
１９７９年　３月　　公認会計士登録
１９８３年　７月　　監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
１９９９年　４月　　税理士登録
２００５年　７月　　岩﨑公認会計士税理士事務所開設（現任）
２０１０年　６月　　新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退職
２０１２年　４月　　一般財団法人神戸すまいまちづくり（現神戸住環境整備）公社監事（現任）
２０１７年　６月　　社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団監事（現任）
　　一般財団法人神戸みのりの（現神戸農政）公社監事(現任)
２０２０年　６月　　学校法人芦屋学園監事（現任）
２０２１年　６月　　社会福祉法人阪神福祉事業団監事（現任）
２０２２年　６月　　神姫バス株式会社社外監査役（現任）
※岩﨑氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

(1) 本新株予約権の数
　本新株予約権の無償割当てに係る当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の１倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

(2) 割当対象株主
　割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個を上限として本新株予約権無償割当決議において別途定める数の割合で、新たに払込みをさせないで無償割当てを行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である当社株式の数は１株とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限として当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

(6) 本新株予約権の行使期間等
　本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限
　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(8) 本新株予約権の行使条件
　議決権割合が20％以上の特定株主グループに属するもの（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。）でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(9) 当社による本新株予約権の取得等
　本新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。なお、当社は、上記(8)の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。又、取得条項については、上記(8)の行使条件のため本新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する本新株予約権を当社が取得し、本新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場：大阪市平野区加美北９丁目16番18号
ダイジェット工業株式会社
本社別館会議室（本社事務所北側）
ＴＥＬ　06（6791）6781



ＪＲ関西本線（大和路線）**加美駅より徒歩約12分**
ＪＲおおさか東線　新加美駅より徒歩約12分